所在等不明共有者がいる場合の共有物管理・変更の申立てについて

この手続は、土地や建物を含めた共有物について、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない場合に、裁判所に対し、当該所在等不明共有者を除く共有者によって、申立てにおいて特定された管理・変更行為を可能とする旨の裁判をするよう求める手続です。

１　申 立 人

対象となる共有物について持分を有する共有者（民法２５１条２項、２５２条２項１号）及び変更の裁判に係る対象物の共有物の管理者（民法２５２条の２第２項）

２　申 立 先

対象となる共有物の所在地を管轄する地方裁判所（非訟法８５条１項）

３　費　　用

申立手数料として印紙１０００円（×申立ての対象となる共有物の数）

予納金　７１３４円～（官報公告費用。共有物の数等申立ての内容により変わりますので、詳しくは申立て後に、担当より連絡します。）

郵便切手　６０００円分

内訳　５００円×８枚、１００円×１０枚、８４円×５枚、５０円×４枚、２０円×１０枚、１０円×１０枚、５円×１０枚、２円×１０枚、１円×１０枚※ただし、共有者等が１名増えるごとに＋２１７８円（５００円×４枚、８４円×２枚、５円×２枚）追加する。

４　添付書類

□弁護士が代理人となるときはその委任状
□申立人又は共有者が法人（会社など）の場合は全部事項証明書又は資格証明書
□不動産又は不動産に関する所有権以外の財産権の場合には、不動産登記事項証明書（共有・管理非訟規則６条）
□所有者・共有者の探索等に関する報告書（共有物が不動産の場合）
□共有者の所在等が不明であることを裏付ける関係資料の写し（住民票、戸籍謄

本、返却された郵便物、捜索願、他の共有者から聴取した書面等）
□申立てを理由づける事実についての証拠書類の写し（非訟規則３７条３項）